

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月16日
【報告者の氏名又は名称】	H I F - A 投資事業組合 組合員 ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ひろしまイノベーション推進機構 組合員 ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ひろしまイノベーション推進機構
【報告者の住所又は所在地】	広島市中区袋町3番17号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	082 - 545 - 2860
【事務連絡者氏名】	組合員 ひろしまイノベーション推進第1号投資事業有限責任組合 組合員 ひろしまイノベーション推進第2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社ひろしまイノベーション推進機構 代表取締役 山下 尊弘
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	H I F - A 投資事業組合 (広島市中区袋町3番17号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、H I F - A 投資事業組合を指し、「対象者」とは、オー・エイチ・ティー株式会社を指します。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てられている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利を指します。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本書中の記載において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

オー・エイチ・ティー株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

平成24年 8 月30日 (木曜日) から平成24年10月15日 (月曜日) まで (31営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限 (198株) に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数 (346株) が買付予定数の下限 (198株) 以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第 1 項に基づき、令第 9 条の 4 及び府令第30条の 2 に規定する方法により、平成24年10月16日に、報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	346 (株)	346 (株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-
株券等預託証券 ()	-	-
合計	346	346
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	466
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	67
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年4月30日現在)(個)(g)	358
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	95.86

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年4月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の保有する自己株式も買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の対象者の保有する自己株式(198株)分の議決権を加算した議決権の数(556個)を分母としております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。